

# いじめ問題防止に関する基本方針



洞峰学園つくば市立二の宮小学校

## 1 いじめの定義

### ○いじめの定義

- ・「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こり得るものであり、事案によっては、重大事態に至るおそれがあることを常に意識して対応に当たることが求められる。

## 2 いじめの重大事態

### ○重大事態の判断について

- ・重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、**「疑いが生じた段階で調査**を開始する。被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む）はその時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たる。

### ○重大事態

#### ① 生命心身財産重大事態

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

#### ② 不登校重大事態

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※被害児童や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき」を含む。

### 重大事態と扱った事例

- ① 児童が自殺を企図した場合
  - ・軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
- ② 心身に重大な被害を負った場合
  - ・心的外傷後ストレス障害と診断された。
  - ・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ・複数の児童から金銭を強要され、総額1万円を渡した。
- ④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合
  - ・欠席が続き、当該校へは復帰ができないと判断し、転学した。
- ⑤ いじめにより相当の期間欠席を余儀なくされた場合
  - ・いじめを認知し、解消に向けて校内において組織的に取り組んでいるが、被害児童の欠席が継続又は断続的に続いている。

## 2 未然防止のための取り組み

### ○学級経営の充実

- ・ 児童・生徒に対する教師の受容的、共感的態度により、児童・生徒一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級をつくる。
- ・ 児童・生徒の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりを進める。
- ・ 正しい言葉遣いができる集団を育てる。「キモイ」「ウザイ」「死ね」などの人権意識に欠けた言葉遣いへの指導が重要となる。
- ・ **新型コロナウイルス感染症に関連した差別や偏見が生じないように指導を行っていく。**

### ○授業中における生徒指導の充実

- ・ 「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりを進める。
- ・ 「楽しい授業」「わかる授業」をとおして児童・生徒の学びを保障する。
- ・ **すべての児童が参加・活躍できるための授業研究を進める。**
- ・ **授業の相互参観によりわかる授業づくりを推進する。**

### ○道徳において

- ・ いじめを題材として取り上げることが指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・ 思いやりや、生命・人権を大切にすることを指導の充実に努める。

### ○学級活動において

- ・ 話し合い活動を通して、いじめの未然防止や解決の手だてについて考え、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ・ 構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムを体験したり、ソーシャルスキル(相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル)等の訓練をしたりすることにより、学級内の人間関係づくりとコミュニケーションの活性化を図る。

### ○学校行事において

- ・ 児童・生徒が主体となり、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し、実施する。
- ・ **集団の一員としての自覚や態度・資質や能力を育むための場や機会を提供する。**

### ○児童会・生徒会活動において

- ・ 自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう活動を進める。(児童会・生徒会主体のいじめ防止啓発活動の展開。ポスターの作成や掲示。)

### ○家庭や地域との連携

- ・ いじめの背景には、学校、家庭、地域社会にある様々な要因があることを共通理解し合い、積極的な連携を図るとともに、家庭教育学級等において、いじめに関する講演会を実施する。

## 3 早期発見のための取り組み

### ○児童の些細な変化や児童・保護者・地域からの報告や訴えに対し迅速な対応を行う。

(学年主任、生徒指導主事、管理職へ)

- ・ 認知した時点ですぐに情報を共有する。
- ・ 担任だけでなく、組織的に対応する。
- ・ 緊急性の高い事案はいじめ対策チームを組織し、最優先で対応する。

### ○複数の教員の目による日常の交流をとおした発見に努める

- ・ 多くの教師が様々な教育活動をとおして児童・生徒に関わることにより、発見の機会を多くする。
- ・ 休み時間、放課後の校内巡回を計画的に行う。

- ・ スクールカウンセラーやスクールサポーターに、積極的に学級訪問、授業参観などをしてもらう

#### ○ アンケート等の調査を計画的に行う

- ・ 「学校生活アンケート」「いじめ実態調査」を定期的実施する。
- ・ アンケート調査の集計や分析には、担任を中心に複数の教員であたり、記述内容の分析などにはスクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得る。

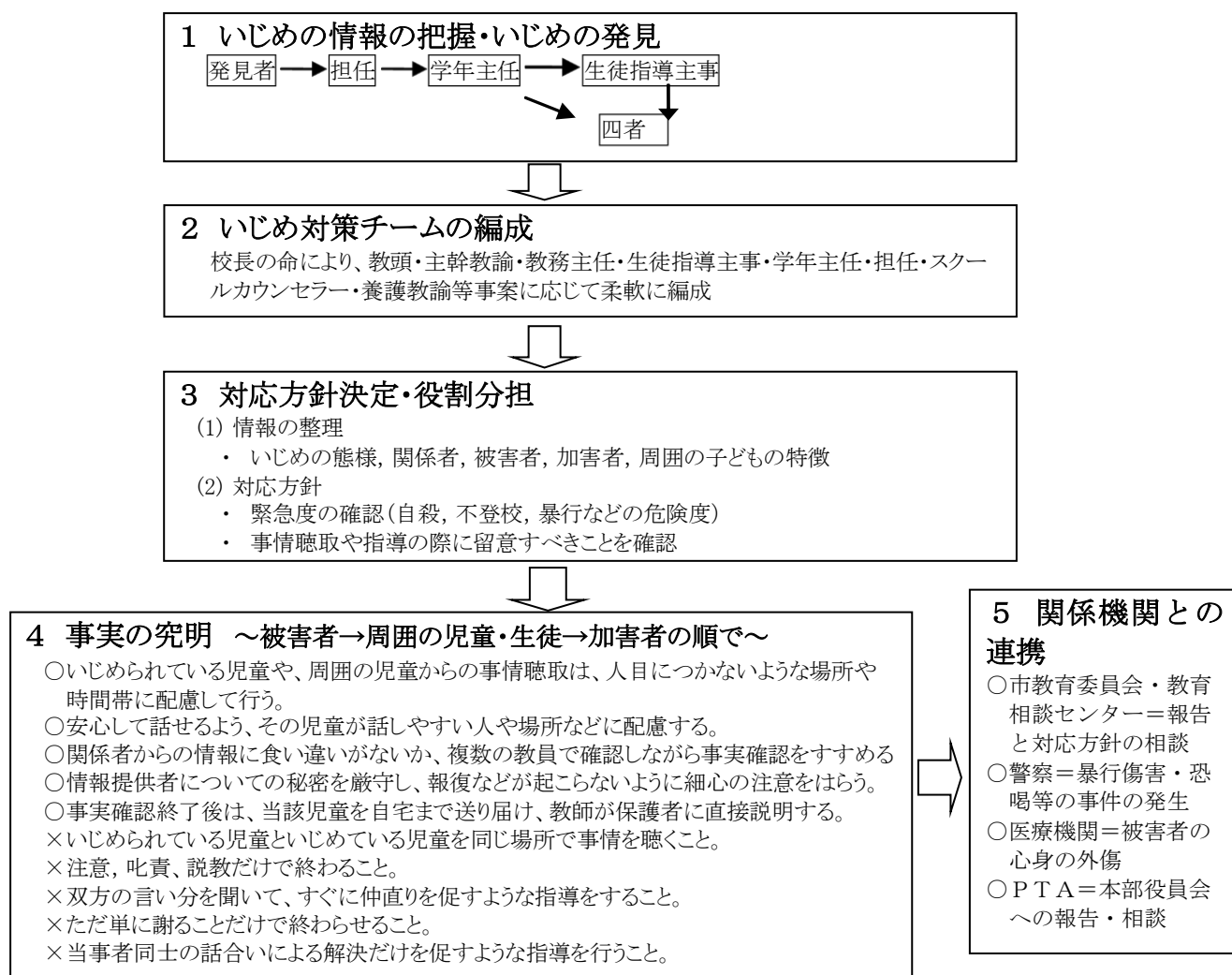
#### ○ 教育相談による把握

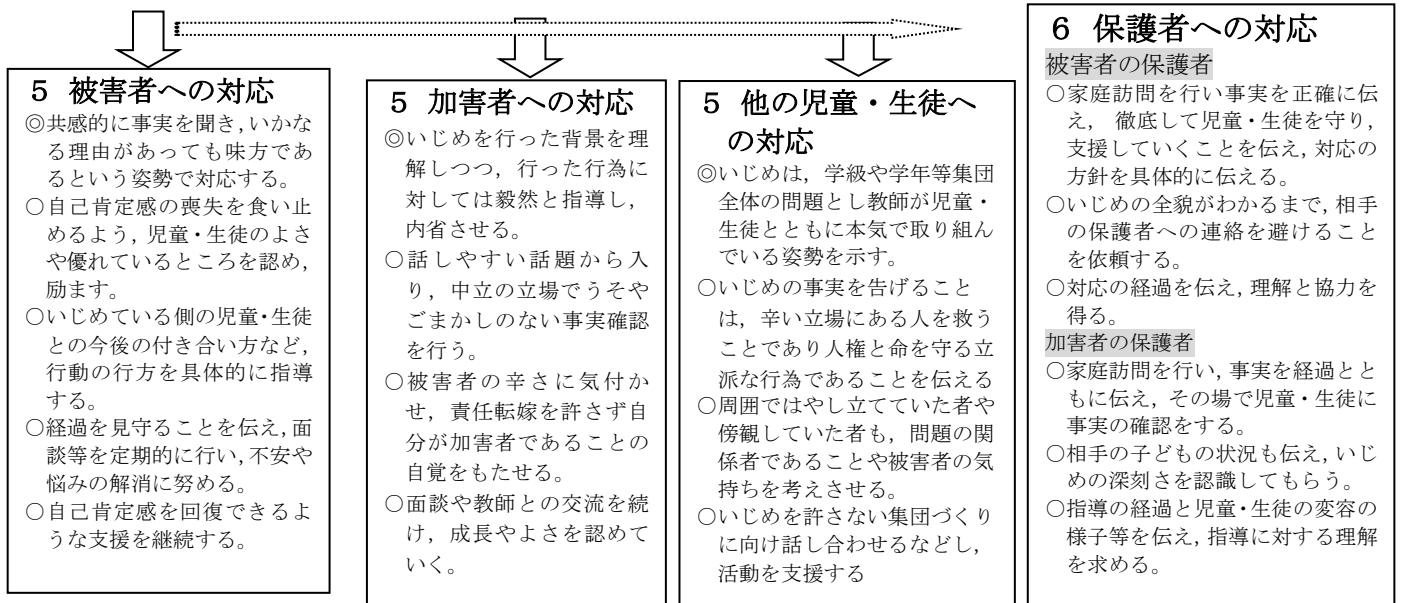
- ・ 担任による定期的な面談を実施する。
- ・ 児童・生徒の希望や相談が必要と思われる場合は、担任以外(教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールサポーター等)でも相談ができることを周知するとともに、教育相談担当が面談の体制を整える。
- ・ 面談方法や面接結果についてスクールカウンセラー等から専門的な立場からの助言を得る。

#### ○ 保護者や地域からの情報提供の場をつくる

- ・ いじめ問題に対する学校の考えや取り組みを保護者や地域に発信し、いじめの発見に協力を求める。
- ・ 家庭や地域から情報提供があった場合は、誠意をもって対応するとともに、名前等についてできるだけ詳細に情報を得て、学年主任、生徒指導主事、管理職に報告する。
- ・ 相談ポストの設置により、児童が悩みや困りごとを伝えられる場を提供し、問題の早期発見・解決に努める。

### 4 問題への対応(いじめ発見から解決までの取り組み)



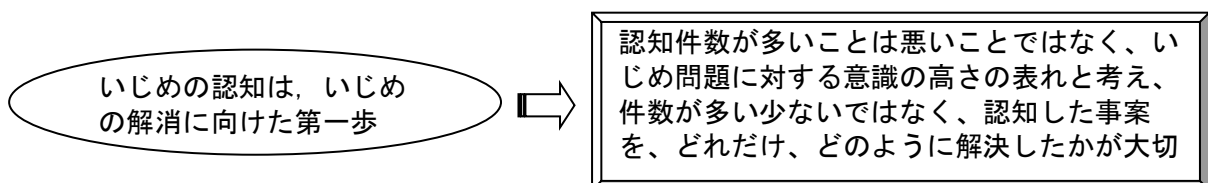


## 5 いじめ対策組織と年間計画

- **学園いじめ対策推進委員会の実施**
  - ① 月一回（学園生徒指導協議会で情報交換）行う。
  - ② 緊急の対応が必要な場合は、学園長の命により臨時的に開く。
  - ③ いじめについての取組について協議する。
- **学校いじめ対策委員会の実施**
  - ① 生徒指導主事、生徒指導部員、教育相談担当、スクールカウンセラーで構成する。
  - ② 生徒指導部会（定期的な運営会議）にて学校長、教頭、主幹教諭、教務主任、学年主任と情報共有。
  - ③ 学年会での話し合いをもとに、いじめについての実態、取組について協議する。
  - ④ 学年生徒指導部を中心に解決に向けて動く。
  - ⑤ 緊急の対応が必要な場合は、校長の命により臨時的に開く。
- **教職員の意識向上のための校内研修の実施**
  - ・各学校において校内研修を計画的に実施し、いじめ問題への対応について、見識と共通理解を深める。

### いじめに関する共通理解事項

いじめとは「子どもが一定の人間関係のある者から、心理的・物理的攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているもの」で「いじめか否かの判断は、いじめられた子どもの立場に立つて行う」（文部科学省）



《いじめ問題の対応に必要な教師の姿勢》

- ・ いじめ問題には必ず組織で対応する。
- ・ いじめは自分の目だけでは十分に発見できるものではないという認識に立って子どもや保護者からの通報、他の教職員から情報に真摯に対応する。
- ・ 自分が担当する学級、授業等を常にオープンにして、多くの教師や保護者等の目に触れるようにしておく。

《いじめと犯罪の関係についての認識》

- ・ いじめは、当事者間の状況によっては、司法機関と連携し、犯罪（暴行、傷害、脅迫、恐喝、侮辱、名誉棄損罪）として対応する場合もある。

相談窓口

★いじめ悩み相談対応室（つくば市）

☎029-883-1283

★こどもホットライン（茨城県）

☎029-221-8181

★茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター

☎029-823-6770

★つくば市教育相談センター

☎029-866-2211

★子どもの教育相談（茨城県）

☎029-225-7830